

文化芸術の振興に関する事項について、調査・審議・答申

古賀市文化芸術振興条例（平成20年）

（基本理念）

第3条 文化芸術の振興にあたっては、市民一人ひとりがその担い手であるということを踏まえ、市民及び民間団体等の主体性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

第4次古賀市総合振興計画（平成24年）

都市イメージ「つながり にぎわう 快適安心都市 こが」

文化芸術政策の基本目標

「こころ豊かに学び続ける人が育つまちづくり」

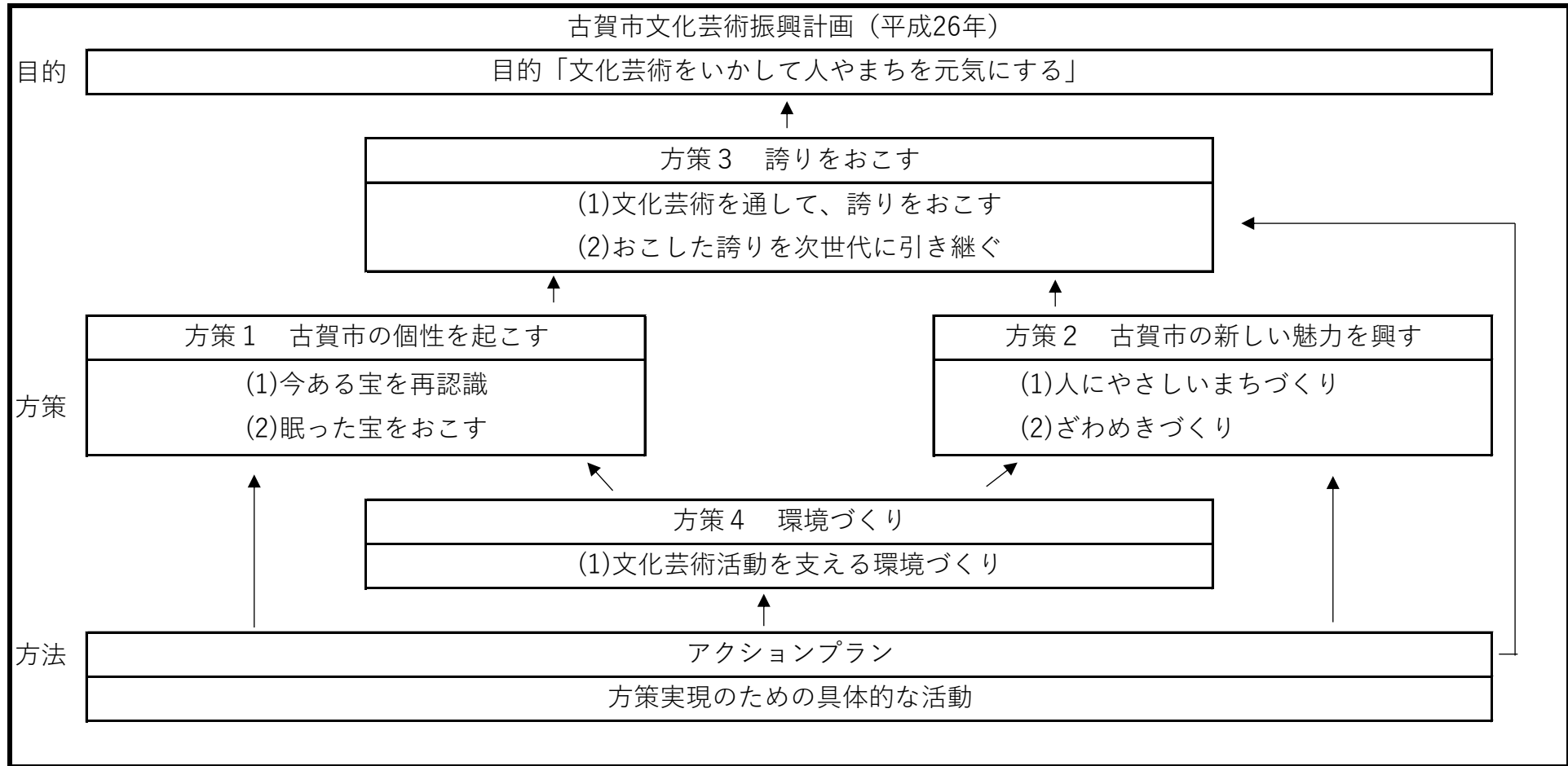
基本目標実現のための政策

「文化芸術の創造・継承」

政策の基本目標

「地域の人材や資源を活用しながら文化芸術活動を振興します。文化財と地域固有の歴史・伝統を将来にわたって保存し、次世代に継承します。」

【参考資料】
古賀市文化
施策体系



設置

理念実現

文化芸術政策の指針

調査・審議・答申

その他、文化芸術の振興に関する事項